

21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業業務

仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、名護市が発注する「21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業業務」に適用する。

(業務名)

第2条 業務名は「21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業業務」（以下「本業務」という。）とする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和4年3月18日（金）とする。

(業務の目的)

第4条 本業務は、令和2年度に策定した名護湾沿岸基本計画を基に、「21世紀の森公園周辺エリア」の取組として、名護湾沿岸の資源を活かした魅力向上のアイデアの実現可能性を探るためのトライアル・サウンディングを実施し、将来的に官民連携手法（Park-PFI等）の導入を想定、公募対象公園施設及び特定公園施設の範囲や規模等の検討及び民間事業者の事業性を確認するとともに、より実現的かつ効果的な公募条件等を検討することを目的とする。

(法令等の遵守)

第5条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 名護湾沿岸基本構想【令和元年度策定】
- (3) 名護湾沿岸基本計画【令和2年度策定】
- (4) 都市公園関係法令
- (5) 名護市の条例、規則等
- (6) その他関係法令

(書類の提出)

第6条 本業務の履行にあたっては、受託者は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時 : 着手届、工程表、業務計画書、管理技術者通知書
- (2) 完了時 : 完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

(協議及び協議解決)

第7条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、名護市と協議するものとする。

(業務計画)

第8条 受託者は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、名護市と協議しなければならない。

(成果品の検査)

第9条 受託者は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。

(受託者の責務)

第10条 受託者は、当該業務を履行するにあたり、第4条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 受託者は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また名護市の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やかに名護市と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 受託者は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (6) 受託者は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第11条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、受託者の提案内容に基づき、名

護市と受託者との協議により業務内容を決定する。

(1) 前提条件の整理

令和2年度策定の基本計画での検討結果及びトライアル・サウンディング実施にあたって必要な関連法令等の要点を整理すること。

(2) 事例調査及び現地調査

国内における本業務と類似の先進事例（公園規模、立地条件等）の現地調査を2箇所以上行う。現地調査は、受託業者2名の他、ワーキングチームのメンバー2名を同行させることとし、それに係る費用（日当等含む。）は本委託業務に含まれることとする。

(3) トライアル・サウンディングの実施

トライアル・サウンディングの実施にあたって、必要な公募資料を検討及び作成するとともに、必要な関係機関との協議等を行う。

それらを踏まえ、トライアル・サウンディングの公募及び実施支援を行い、実施に際しては、参加事業者や利用者等へのモニタリングやヒアリング等を実施する。

(4) トライアル・サウンディングのフィードバック

トライアル・サウンディングの実施結果を取りまとめるとともに、各種アンケート調査を実施し、その結果も取りまとめる。

(5) 官民連携手法の検討

(4)の結果を踏まえ、次年度以降の官民連携手法による事業者公募に向けて、検討及び公募設置等指針案の策定を行う。

(留意事項)

第12条 受託者は、第11条各項に記載した各業務内容を適切かつ円滑に実施するために、トライアル・サウンディングの実施、官民連携手法の検討に向けた協議・調整を始め、関係各課や関係機関、地元と十分な協議・調整等を行うものとする。

第3章 成果品

(納入成果品)

第13条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 業務完了報告書：2部（仕様：キングファイル綴じ）
- (2) 業務完了報告書概要版：10部（仕様：簡易製本）
- (3) 上記成果物に係る電子媒体（PDF及びWord形式）
- (4) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (5) 打合せ記録簿
- (6) 上記ドキュメントを保存したCD又はDVD
- (7) その他名護市が指示する資料等

(納品方法)

第 14 条 契約期間内に、第 13 条納入成果品に定める成果品を提出すること。

第 4 章 その他

(その他留意事項)

第 15 条 第 1 章から第 3 章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む。）は、名護市に帰属するものとする。
受託者は、当業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。
- (3) 受託者は、本委託業務の遂行にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめるよう感染防止措置等を提案し、本委託業務を継続して確実に実施できるよう努めること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、名護市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。